


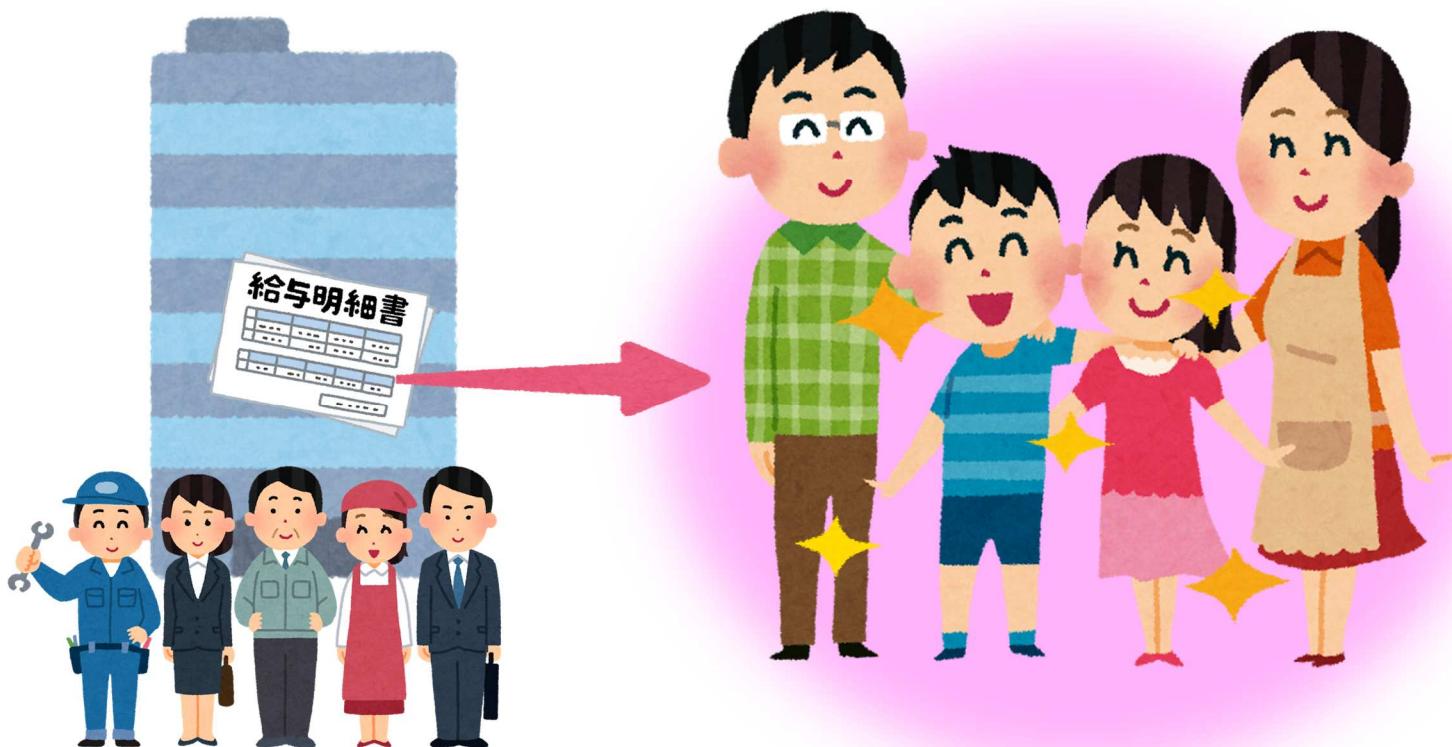
次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

< 労務 >

令和8年4月より

注

## 子ども・子育て支援金の徴収が始まります！



内容のご質問等については、TEL 0258-35-2621 担当 高野・西脇 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

### 開催セミナーのご案内

令和8年6月19日(金) 時間：15:30~17:00 会場：パートナーズPLAZA

内容『社会保険と労働基準法への対応は万全ですか?』

講師：パートナーズプロジェクト社会保険労務士法人 高野 裕久先生

社会保険や労働基準法の改正内容を確認し、社内制度の見直しや労務管理の場面で適切な対応ができるように準備しましょう！

『子育て世帯をみんなで応援！ 子ども・子育て支援金の徴収が始まります。』

昨今の少子化・人口減少への対策として、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充が行われています。

令和8年4月より子ども・子育て支援金制度は、こうした給付拡充の財源の一部として、全世代・企業から「子ども・子育て支援金」として保険料が徴収されます。

**（注）【子ども・子育て支援金の保険料】**

被用者保険加入者（協会けんぽ・健保組合等）

標準報酬月額 × 0.23%（事業主・被保険者で折半）

（例）月給 20 万円の場合

$$200,000 \text{ 円} \times 0.23\% = 460 \text{ 円} \quad (\text{事業主・被保険者で折半})$$

健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料とあわせて徴収します。

（原則 5 月支給給与より天引き）

参考：市町村別国民健康保険加入者（個人事業主等）

お住いの市町村が定める条例に基づき、世帯や個人の所得等に応じて決定されます。

支援金に係る保険料率は市町村ごとに異なります。

**【拡充される給付の例】**

児童手当の拡充（令和6年10月分から拡充）

育児時短終業給付（令和7年度から実施）

育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月分から実施）

妊婦の為の支援給付（令和7年度から実施）

出生後休業支援給付（令和7年度から実施）

こども誰でも通園制度（令和8年度より全国実施）